

JAS法に基づく生鮮食品品質表示基準、加工食品品質表示基準に関する指示の実績 (平成23年3月31日現在)

○ 指示件数

	指示 件数 (事業者数)	国							都道府県						
		計 (事業者数)	生鮮				加工	計 (事業者数)	生鮮				加工		
			畜産物	農産物	水産物	米			畜産物	農産物	水産物	米			
全体(注)	856	340	201	49	22	59	71	157	516	336	58	41	65	172	189
12年度	3	1	1	0	0	1	0	0	2	2	0	2	0	0	0
13年度	95	39	38	6	0	0	32	1	56	53	7	2	1	43	4
14年度	120	42	18	11	0	0	7	24	78	63	10	4	15	34	15
15年度	57	14	10	1	1	1	7	4	43	37	4	2	2	29	6
16年度	86	50	35	6	11	14	4	18	36	28	7	6	3	12	9
17年度	68	34	28	5	1	16	6	10	34	28	8	4	7	9	6
18年度	63	39	23	6	2	11	4	17	24	22	6	7	1	8	2
19年度	84	24	7	2	1	4	0	18	60	26	4	2	13	7	34
20年度	118	41	18	6	2	7	3	28	77	35	6	3	12	14	47
21年度	91	31	11	4	1	2	4	20	60	21	2	3	6	10	41
22年度	71	25	12	2	3	3	4	17	46	21	4	6	5	6	25

注：生鮮食品品質表示基準の適用された12年7月以降（加工食品品質表示基準は13年4月から適用）の件数である。

：同一事業者に対して複数の食品に対する改善指示を同時に実施した事例があることから、全体の件数と品目毎の件数の合計とは一致しない。

JAS法に基づく生鮮食品品質表示基準、加工食品品質表示基準に関する命令の実績 (平成23年3月31日現在)

○ 命令件数

No.	命令年月	本社所在地	業務分類	主な品目	主な違反内容	措置者
1	16年2月	東京都(都城)	米穀販売業者	精米	品種名及び産地の偽り	国
2	17年3月	茨城県(県域)	米穀販売業者	精米	表示と異なる原料を使用	国
3	17年6月	福井県(全国)	米穀販売業者	精米	表示と異なる原料を使用	国
4	17年11月	千葉県(県域)	農産物販売等業者	農産物(サトイモ)	原産地の偽り	国
5	19年9月	千葉県(県域)	米穀販売業者	精米	精米年月日の偽り	国
6	〃	東京都(都城)	米穀販売業者	精米	原産地の偽り	国
7	20年6月	奈良県(全国)	食品製造業者	そうめん	賞味期限の偽り	国
8	20年8月	愛媛県(県域)	水産加工業者	うなぎ蒲焼	原産地の偽り	国
9	21年5月	東京都(全国)	畜産加工品製造業者	蜂蜜加工品	原材料の使用割合の偽り	国
10	22年12月	北海道(道域)	米穀販売業者	精米	表示と異なる原料を使用	北海道

注：平成21年9月から、都道府県域業者（一つの都道府県の区域内のみに事業者等のある事業者）に対する命令は、都道府県知事の権限となった。